

国民年金 各種制度のご案内

国民年金は20歳以上60歳未満の方は加入することが義務付けられています。

口座振替がお得です！

口座振替には、当月分保険料を当月末に振替納付することにより、月々50円割引される「早割制度」や、現金納付よりも割引額が多い「6ヶ月前納」、「1年前納」、「2年前納」もあり大変お得です。

ご希望の方は、市役所又はご希望の金融機関へお申込みください。なお、**前納の申込期限は2月末**となります。

○**必要な物** 納付書又は年金手帳、通帳、金融機関の届印

付加保険料制度

国民年金の定額保険料に加えて、付加保険料（月額400円）を納めることにより、老齢基礎年金受給時に、年額で【200円×付加保険料を納めた月数】の付加年金が加算されます。付加保険料を納めるためには申込みが必要です。

各種免除制度

経済的な理由などによって国民年金保険料を納めることが困難な場合は、次の制度があります。未納のままにせず、手続きを行いましょう。

➤ 一般免除制度

ご本人、配偶者及び世帯主の所得が一定以下の場合に保険料の納付が免除又は猶予される制度です。

➤ 学生納付特例制度

ご本人の所得が一定額以下の場合に保険料の納付が猶予される制度です。

➤ 産前産後期間の免除制度

国民年金1号加入者が出産した際、出産予定日又は出産日が属する月の前月から4ヶ月間の保険料が免除になります。平成31年2月1日以降に出産をした方が対象となり、出産予定日の6ヶ月前から届出可能となります。

産前産後の保険料が免除された期間は、保険料を納付したものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

○**必要な物** マイナンバーの分かるもの、認印

失業による特例免除申請の場合：雇用保険受給資格者証又は雇用保険被保険者離職票
産前産後期間の免除申請の場合：母子健康手帳

【お問合せ】 市民課 保険年金グループ ☎63-1111 内線129

日本年金機構 水戸南年金事務所 ☎029-227-3251